

須崎市人権施策総合計画

須崎市

令和2年9月改定

はじめに

人権とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

須崎市では、平成6年9月に「人権擁護都市」宣言を採択し、平成10年12月に制定された「須崎市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成11年12月に「人権施策総合計画」を策定し、市民に身近な7つの人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等）を掲げ、その解決に向け、人権教育や人権啓発の様々な取り組みを行ってまいりました。

そうした中、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、私たちの社会には、いまだに誤った知識や偏見に基づいた差別をはじめ、痛ましい児童虐待事件やいじめ、様々なハラスメントにかかわる深刻な事案が発生し、インターネット上での誹謗中傷や悪質な差別書き込みが後を絶たないなど、様々な人権問題が存在しています。また、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別・偏見・いじめ等の問題も新たに出ています。

近年、社会情勢の変化から人権を取り巻く課題はますます多様化しており、今回、改定しました「須崎市人権施策総合計画」の身近な人権課題に、「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」を追加しています。

人権について一人ひとりが正しい理解と認識を深めることにより「人権尊重の社会づくり」を目指して、市民の皆様のご理解とご協力のもと、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

最後に、この計画の改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「須崎市人権尊重の社会づくり協議会」の委員の皆様、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和2年9月

高知県須崎市長 楠瀬耕作